

公安委員会に対する公益通報(外部通報)について

沖縄県公安委員会では、公益通報者保護法に基づく公益通報(外部通報)を受け付けています。

沖縄県公安委員会が受け付ける公益通報(外部通報)とは

通報する対象事実等(公益通報者保護法上の通報対象事実その他の法定違反の事実(沖縄県公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。))に関係する事業者には雇用されている労働者(沖縄県公安委員会を労務提供先とする労働者を除き、沖縄県警察の職員を含む。)、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者またはその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令順守を確保する上で必要と認められる者が、当該通報対象事実等が生じ、またはまさに生じようとしている旨を沖縄県公安委員会に通報することをいいます。

昨年の取り扱い状況

令和6年中における外部通報の取り扱いは、1件でした。

通報先

〈電話〉

沖縄県公安委員会(窓口:沖縄県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室)に連絡してください。

連絡先 098-862-0110(代表番号)

※オペレーターに「公安委員会に公益通報(外部通報)がしたい」とお申し出ください。

受付時間 月曜日から金曜日(土日祝日、年末年始を除く)

午前8時30分から午後5時15分までの間

〈郵送〉

〒900-0021

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県公安委員会

※文書の冒頭に「公益通報」とご記入いただくとともに、文書内に氏名、連絡先(住所、電話番号等)をご記入ください。